

コミュニティバス 導入の手引き

～地域で「つくる」コミュニティバス～



松戸市

はじめに

松戸市では、地域の公共交通ネットワークの整備・充実を図るためにあたり、既存路線バスの維持・拡充を基本にして取り組んでいますが、超高齢社会の到来に伴い、通勤・通学だけでなく、買物、通院、習い事、友人・知人との交流等、今後増加する高齢者をはじめ、地域の多様な移動ニーズに対応する手段のひとつとして、コミュニティバスの導入が考えられます。

また、コミュニティバスをはじめとする地域公共交通の導入は、単なる移動手段の確保にとどまらず、高齢者の免許返納促進、医療費・社会保障費の削減、渋滞緩和、温室効果ガスの削減、観光振興等、他分野への波及効果も期待されることから、導入・運行に係る経費については、「地域全般を支えるための支出・投資」と認識しています。

一方で、こうした波及効果が発揮されるためには、地域の皆さんのが「自分たちのための交通」と考え、積極的に利用してもらうことが不可欠で、地域の実情や課題、ニーズ等を正確に把握するため、導入検討から運行継続に至るまで、地域の皆さんのが主体となって積極的に活動していただくことが必要です。

そこで、松戸市では、こうした地域の活動を促進し、地域・行政・事業者の連携・協働を推進することを目的に、本書「コミュニティバス導入の手引き」を策定しました。

本書では、コミュニティバスの役割や、地域・行政・事業者の役割分担等を明記するとともに、地域の方々が検討を円滑に進められるよう、検討手順や留意点、必要な手続き等を詳しく解説していますので、公共交通が利用できない地域等で、コミュニティバスの導入を検討されたい場合は、是非ご活用ください。

— 目 次 —

1. コミュニティバスの基本方針	1
1-1 コミュニティバスの定義	1
1-2 コミュニティバスの役割	2
1-3 検討対象地域	3
1-4 地域・行政・事業者の役割分担	4
2. コミュニティバス導入に向けた検討手順	5
2-1 主な検討手順	5
2-2 具体的な検討手順及び検討内容	6
ステップ1. 事前準備	7
ステップ2. 運行計画案の作成	10
ステップ3. 需要調査の実施	18
ステップ4. 運行計画の作成	22
ステップ5. 実証運行の準備	23
ステップ6. 実証運行の実施	28
ステップ7. 本格運行の実施	34

1. コミュニティバスの基本方針

1-1 コミュニティバスの定義

○ コミュニティバスとは、路線バスの運行が難しい地域等において、

“「地域」の生活の足として、
「地域」が主体となって検討し、
導入する交通手段”

のひとつです。

○ そのため、「地域」が、

自ら

・・・“主体となって”



考え

・・・“地域の課題やニーズを把握し”

つくり

・・・“地域に適したコミュニティバスを導入し”

守り

・・・“積極的に利用することで
運行を継続させ”

育てる

・・・“利用者を増やしていく”



ことが大切です。

1-2 コミュニティバスの役割

① 既存の公共交通ネットワークを補完

- ✓ 既存の鉄道・バス路線網を補完します。



② 公共交通空白地域の解消

- ✓ 地域の生活交通を確保することで、公共交通空白地域の解消を目指します。



③ 日常生活に密着した施設へのアクセス向上

- ✓ 鉄道駅やスーパー、病院など、日常生活に密着した施設へのアクセス向上を目指します。



④ 個人属性問わず全員のアクセシビリティを確保

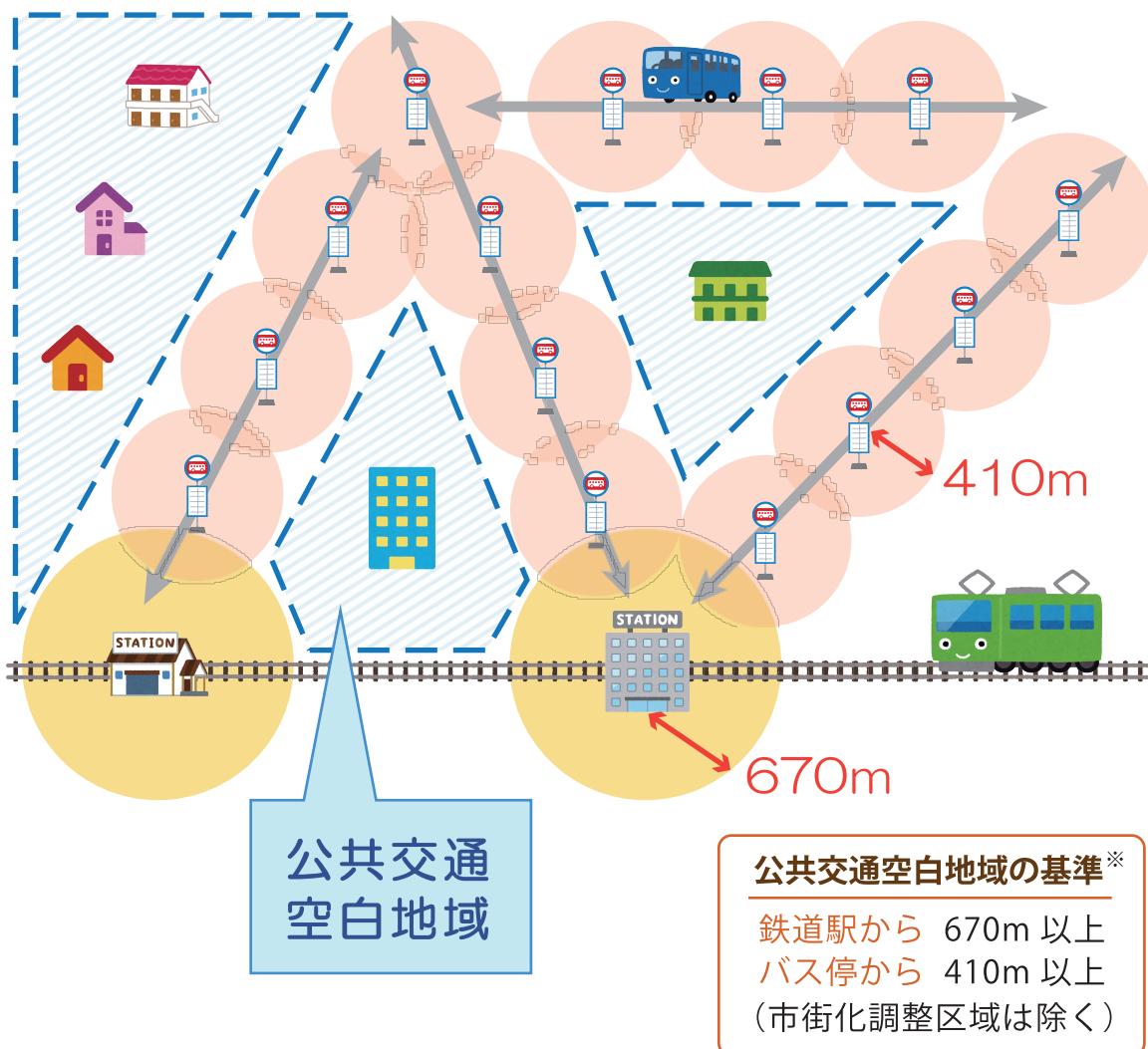
- ✓ 高齢者、障がい者、子育て世代、自動車を持たない人など、誰もが安全・安心に利用できるサービスの構築を目指します。



1-3 検討対象地域

- コミュニティバスの導入・運行継続に向けて、住民が主体となって継続的に活動できる地域とします。
- 公共交通空白地域（別添資料1 参照）にお住いなど、日常の移動に関してお悩み等あれば、行政に相談してください。

公共交通空白地域のイメージ



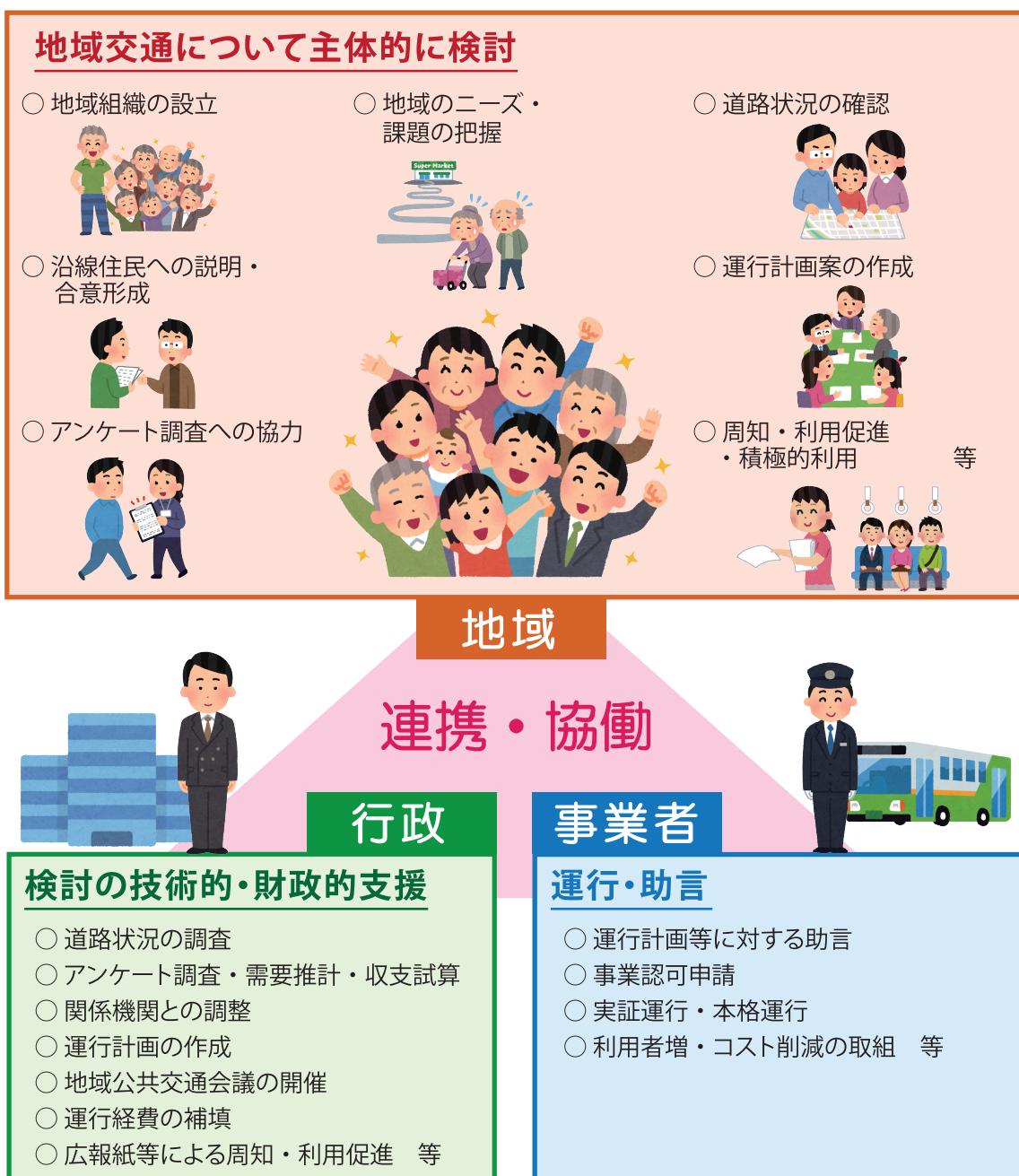
* 平成 27 年度に実施した市民アンケート調査の結果を基に設定

1-4 地域・行政・事業者の役割分担

○「地域」、「行政」、「事業者」が連携・協働して導入を検討します。

- ・ 地元のことを最もよく知る「地域」が中心となって取り組むことが重要です。
- ・ 「行政」と「事業者」は、「地域」が主体的に取り組めるよう、積極的に支援します。

地域・行政・事業者の役割分担イメージ



2. コミュニティバス導入に向けた検討手順

2-1 主な検討手順

○ コミュニティバスの導入は、以下の手順で検討し、進捗に応じて地域公共交通会議で報告・協議しながら進めます。

主な検討手順

ステップ
1

事前準備

[P7]

- ✓ 行政へ事前に相談します
- ✓ 地域組織を設立します
- ✓ 地域ニーズを把握します



ステップ
2

運行計画案の作成

[P10]

- ✓ 運行ルート等を検討します
- ✓ ルートの安全性を確認します
- ✓ 「コミュニティバス運行計画書（案）」を作成します



ステップ
3

需要調査の実施

[P18]

- ✓ 地域住民等にアンケート調査を行います
- ✓ 収支率を試算し、基準を満たすか確認します



ステップ
4

運行計画の作成

[P22]

- ✓ 「コミュニティバス運行計画書」を作成します
- ✓ 地域公共交通会議において協議し、承認を得ます



ステップ
5

実証運行の準備

[P23]

- ✓ 運行事業者を選定し、運行の認可を受けます
- ✓ 実証運行の開始を周知します
- ✓ 車両の調達や停留所の設置を行います



ステップ
6

実証運行の実施

[P28]

- ✓ 周知や利用促進に関する活動を行います
- ✓ 利用実態や運行実績を確認します
- ✓ 本格運行の実施や運行継続を判断します



ステップ
7

本格運行の実施

[P34]

- ✓ 周知や利用促進に関する活動を行います
- ✓ 運行実績を確認します
- ✓ 運行継続を判断します



ステップ3
実施

運行計画案の
作成

ステップ4
作成

運行計画の
需要調査の
実施

ステップ5
準備

実証運行の
実施

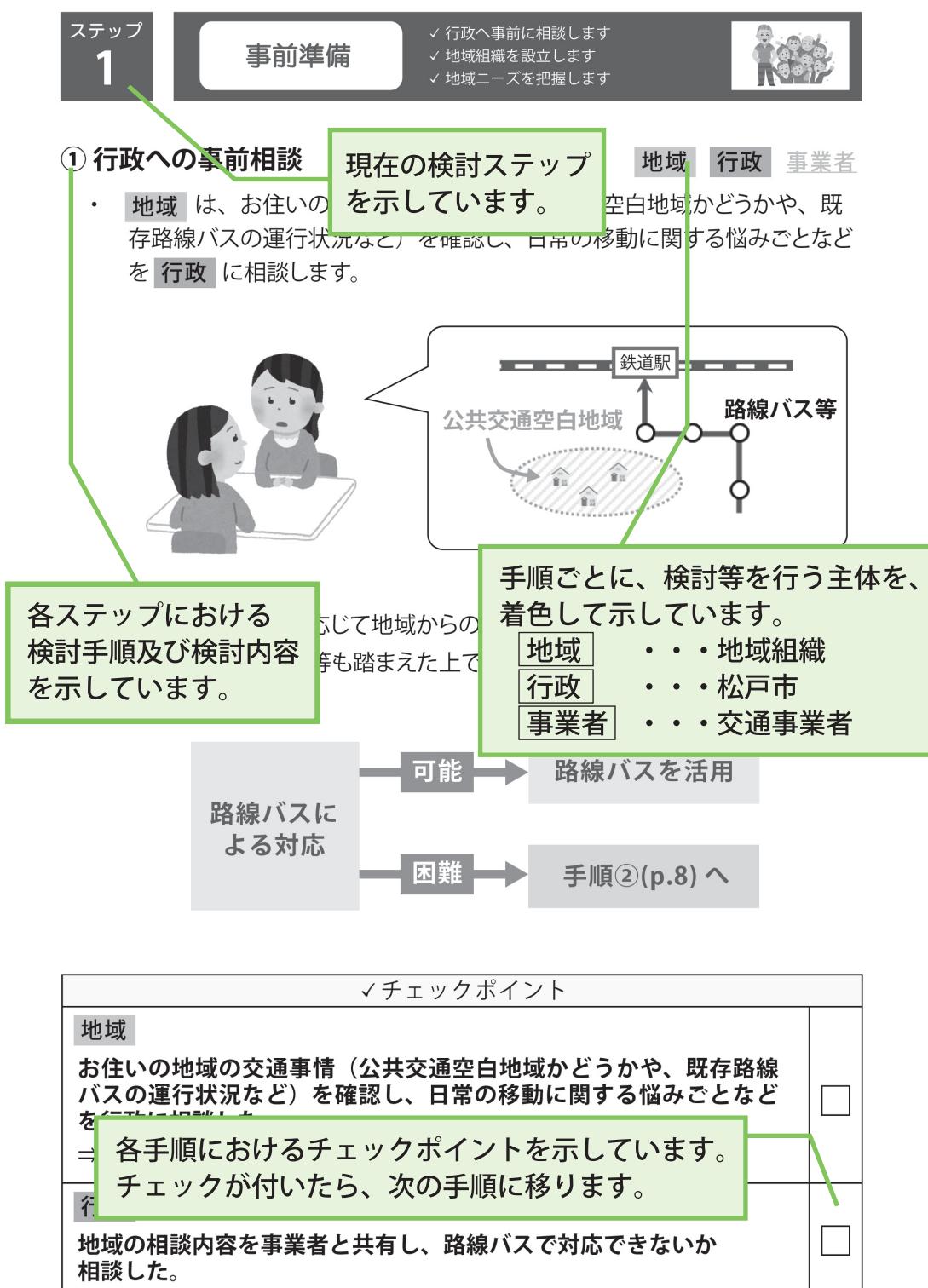
ステップ6
実施

本格運行の
実施

2-2 具体的な検討手順及び検討内容

- ここでは、コミュニティバスの導入に向けた具体的な検討手順や検討内容を、検討ステップごとに示しています。

■ 各検討ステップの見方



ステップ
1

事前準備

- ✓ 行政へ事前に相談します
- ✓ 地域組織を設立します
- ✓ 地域ニーズを把握します

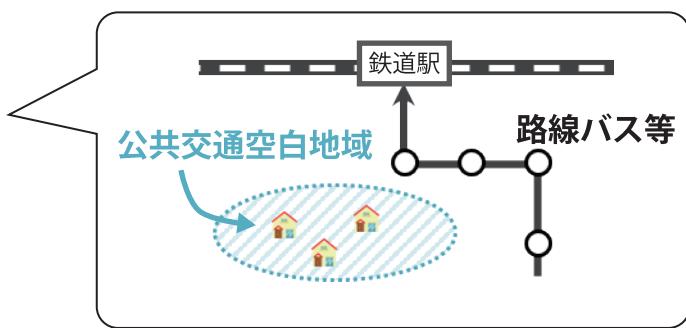


ステップ1
事前準備

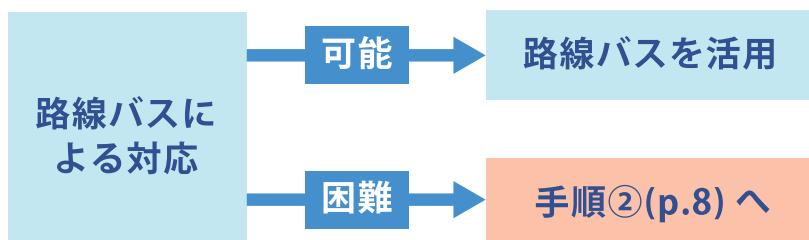
① 行政への事前相談

地域 行政 事業者

- 地域は、お住いの地域の交通事情（公共交通空白地域かどうかや、既存路線バスの運行状況など）を確認し、日常の移動に関する悩みごとなどを行政に相談します。



- 行政は、必要に応じて地域からの相談内容を事業者と共有し、都市計画道路の開通状況等も踏まえた上で、路線バスによる対応ができないか相談します。



ステップ2
運行計画案の作成

ステップ3
実施 需要調査の

ステップ4
作成 運行計画の

ステップ5
準備 実証運行の

ステップ6
実施 実証運行の

ステップ7
実施 本格運行の

✓ チェックポイント

地域

お住いの地域の交通事情（公共交通空白地域かどうかや、既存路線バスの運行状況など）を確認し、日常の移動に関する悩みごとなどを行政に相談した。

⇒ 公共交通空白地域は、別添資料1をご覧ください。

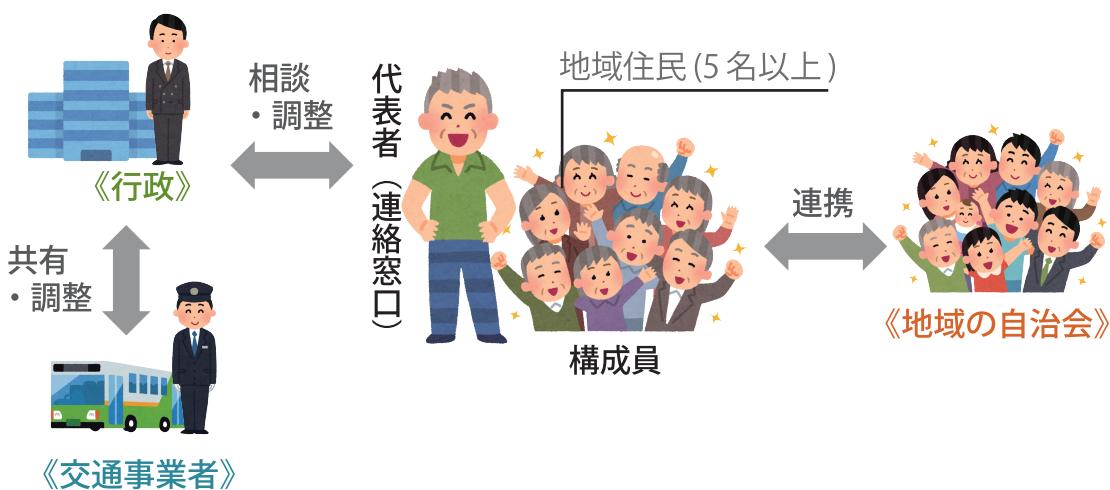
行政

地域の相談内容を事業者と共有し、路線バスで対応できなか相談した。

② 地域組織の設立

地域 行政 事業者

- ・ **地域** が主体となって、コミュニティバスの導入検討や運行改善を行うために、地域組織を設立します。
- ・ **行政** は、**地域** に対して、地域組織の設立支援をします。
- ・ **地域** は、「コミュニティバス検討組織届出書」を作成し、**行政** に提出します。



✓ チェックポイント

地域

地域組織を設立している。

«地域組織の要件»

- ・ 地域の代表として、継続的に活動できる。
- ・ 地域住民が5名以上含まれている。
⇒ 少人数の場合、負担が大きいため、町会・自治会規模での構成を推奨
- ・ 連絡窓口となる代表者を1名選任している。
- ・ 地域や近隣の町会・自治会と連携できる。
- ・ 地域組織の規約（活動内容）を定めている。
⇒ 規約を定める際は、[別添資料2]を参考にしてください。



地域 行政

「コミュニティバス検討組織設立届出書」（様式1）と「地域組織の規約」を作成し、行政に提出している。

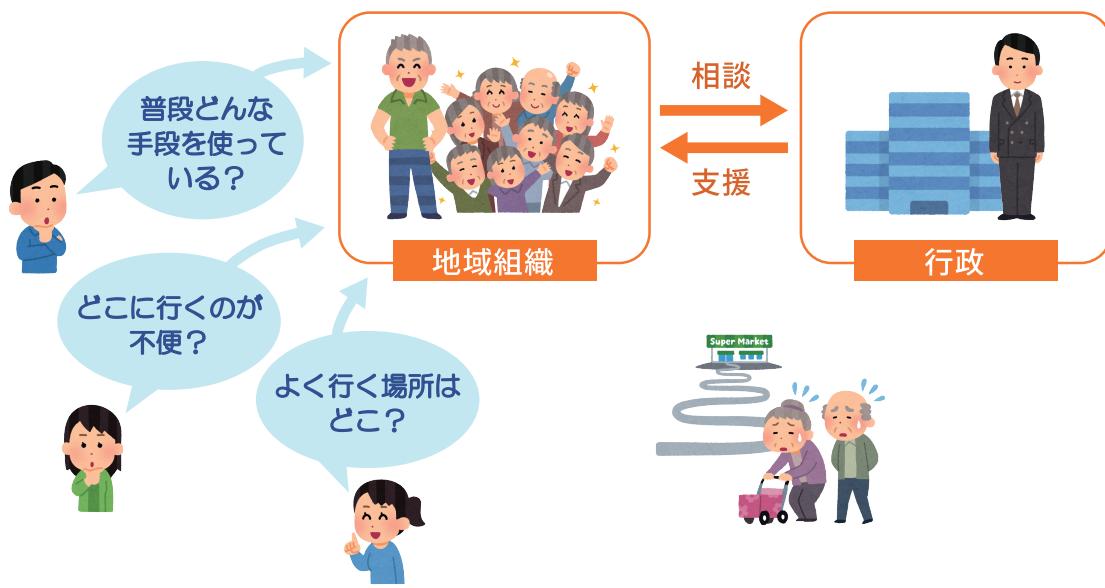
⇒ 様式は、[別添資料3]をご覧ください。



③ 地域ニーズの把握

地域 行政 事業者

- ・ **地域** は、既存の公共交通の運行状況を確認した上で、地域住民に対して、アンケートや聞き取り等を行い、地域の課題やコミュニティバスの導入に関するニーズ等を把握します。
 - ・ **行政** は、他の地域組織の取組事例を紹介するなど、**地域** を支援します。



✓ チェックポイント

地域

地域の課題やコミュニティバスの導入に関するニーズ等の把握を行った。

※ニーズの把握とは、「日常の移動に関する悩みごと」や「行きたい場所・施設」などコミュニティバスの導入に向けて、地域の課題や要望を把握することです。

《ニーズ把握の主な内容》

- ・ 日常の移動に関する悩みごと
 - ・ 日常的によく行く施設
 - ・ 日常の移動で使う代表的な交通手段
 - ・ 行きたい場所・施設
 - ・ 希望するコミュニティバスのサービス水準
(運行本数、運賃等)

など

ステップ1 事前準備

ステップ2 作成 運行計画案

ステップ3 実施 需要調査の

ステップ4 作成 運行計画の

ステップ5 実証運行の 準備

ステップ6 実施 実証運行

ステップ7 実施 本格運行

ステップ
2運行計画案
の作成

- ✓ 運行ルート等を検討します
- ✓ ルートの安全性を確認します
- ✓ 「コミュニティバス運行計画書（案）」を作成します



既存路線バスと重複した運行ルートや低廉な運賃等は、既存路線バスの利用者減少を招き、減便や廃止につながるおそれがあります。運行計画案の作成にあたっては、別添資料5の記載事項にも十分留意してください。

① 運行ルートの検討

地域 行政 事業者

- ・ 地域 は、以下の「運行ルートの考え方」に整合したルートを作成します。

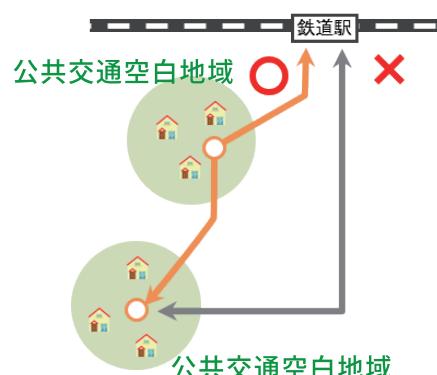
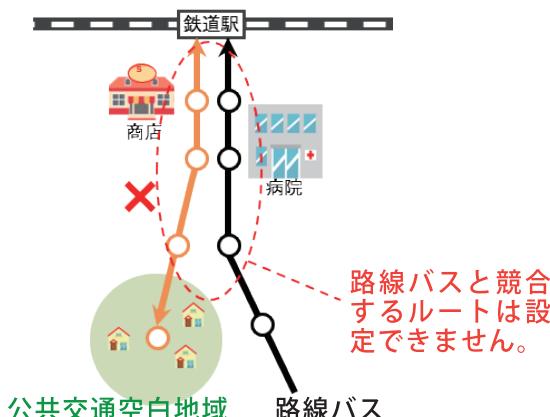
【運行ルートの考え方】

(1) 既存の公共交通と競合しない

既存路線バスと重複・並行（競合）するルートは、設定できません。

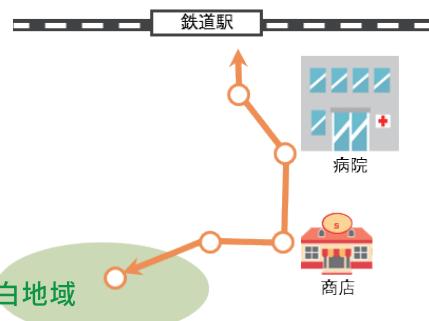
(2) 公共交通空白地域を発着または経由

近隣に複数の公共交通空白地域がある場合は、各公共交通空白地域を発着または経由するルートを基本とします。



(3) 日常生活に密着した施設にアクセス

駅、商業施設、病院、公共施設等を直接結ぶルートを検討します。



ステップ1

事前準備

ステップ2

作成
運行計画案の

ステップ3

実施
需要調査の

ステップ4

作成
運行計画の

ステップ5

準備
実証運行の

ステップ6

実施
実証運行の

ステップ7

実施
本格運行の

✓ チェックポイント

地域

公共交通空白地域、路線バスとの関係を考慮した上で、日常生活に密着した施設を結ぶルートが設定されている（※1）。

- ・ 公共交通空白地域を発着または経由している（※2）。
- ・ 既存の路線バスやコミュニティバスと競合しない（バス路線網を補完）。
- ・ 日常生活と密接に関わる施設（駅、商業施設、病院、公共施設等）を結んでいる。
- ・ 路線の起終点で、車両が転回できる場所が確保されている。
- ・ 路線の起終点のいずれかに、運転手が使用できるトイレが設置されている。

※1 地域で確認後、行政、交通事業者と改めて状況を確認

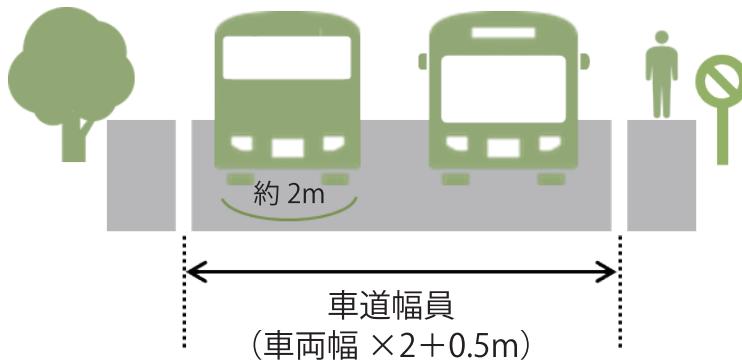
※2 [別添資料1](#) を用いて確認





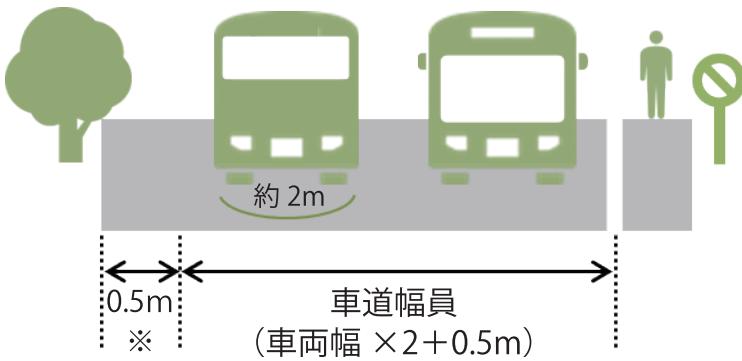
■ 車道幅員の考え方

- ① 白線が両側にある場合

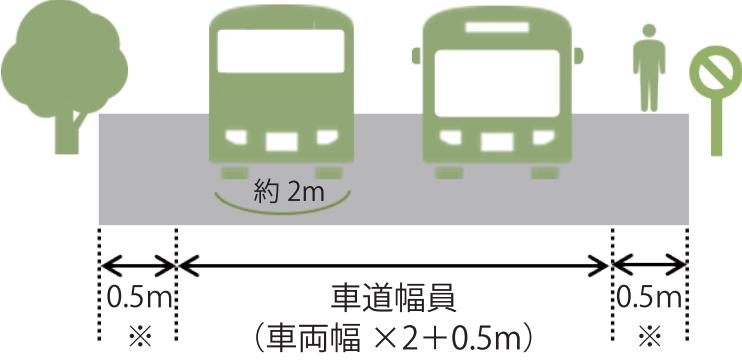


※ 車両幅の例 (小型バス : 2.08m、ワンボックスカー : 1.88m)

- ② 白線が片側のみの場合

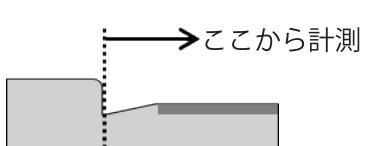


- ③ 白線がない場合

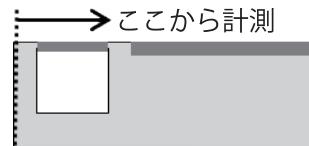


※ 計測する際の留意点

L型側溝



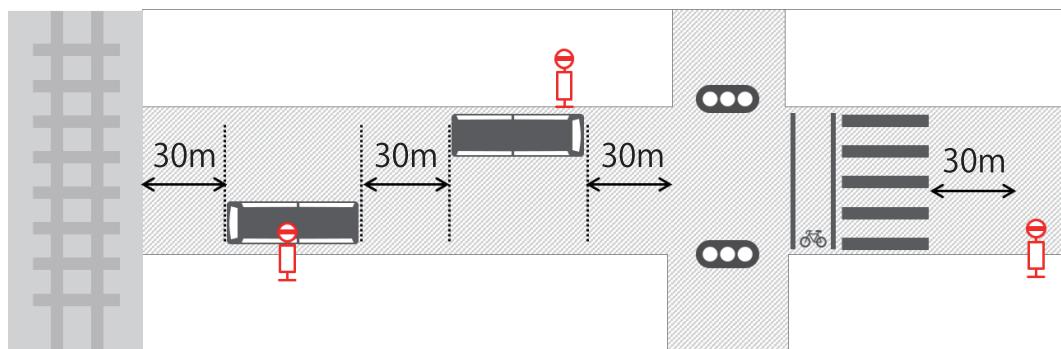
U型側溝（蓋付き）





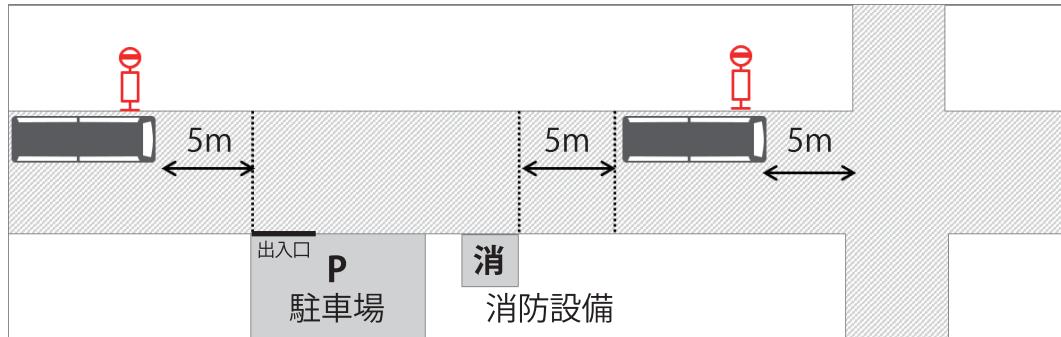
■ 道路交通法等による規制

- ① 30m 以上離す要件



ステップ1
事前準備

- ② 5m 以上離す要件

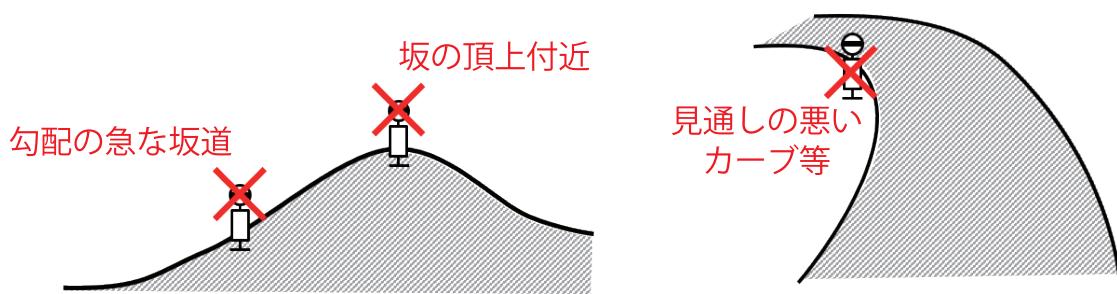


ステップ2
作成

運行計画案の
作成

実施
需要調査の

- ③ その他の要件（設置できない場所）



ステップ6
実施

実証運行の
実施

ステップ7
実施

本格運行の
実施

ステップ1

事前準備

ステップ2

作成 運行計画案の

ステップ3

実施 需要調査の

ステップ4

作成 運行計画の

ステップ5

準備 実証運行の

ステップ6

実施 実証運行の

ステップ7

実施 本格運行の

④ サービス水準の検討

地域 行政 事業者

- 地域は、コミュニティバスのサービス水準（運賃体系・運行本数・運行時間帯・運行日・運行車両）を検討します。
- サービス水準の検討にあたっては、既存の路線バスやコミュニティバスと相互の補完を図り、競合することがないよう十分留意します（別添資料5参照）。

✓ チェックポイント

地域

コミュニティバスのサービス水準（運賃体系・運行本数・運行時間帯・運行日・運行車両）が、既存の路線バスやコミュニティバスと競合せず、相互補完する内容になっている。

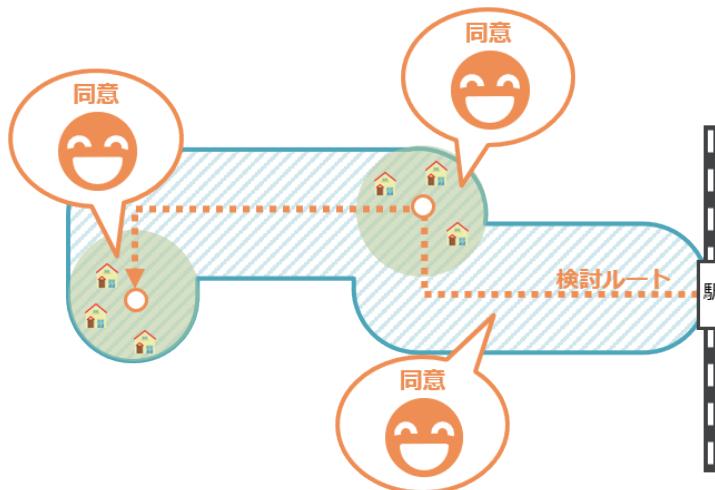


⑤ 検討ルート沿線住民の合意形成

地域 行政 事業者

ステップ1
事前準備

- 地域は、ルートと停留所の位置について、検討ルート沿線の全ての町会・自治会の同意を得た上で、「コミュニティバスの導入に関する同意書」を作成し、行政に提出します。



ステップ2
作成

運行計画案の
作成

ステップ3
実施

需要調査の
実施

ステップ4
作成

運行計画の
作成

ステップ5
準備

実証運行の
準備

ステップ6
実施

実証運行の
実施

ステップ7
実施

本格運行の
実施

✓ チェックポイント

地域 行政

検討ルート沿線の全ての町会・自治会の同意を得た上で、「コミュニティバスの導入に関する同意書」(様式2)を作成し、行政に提出している。

⇒ 様式は、別添資料3をご覧ください。

地域 行政 事業者

- 地域は、地域住民のニーズや要望を取りまとめた上で、「コミュニティバス運行計画書(案)」を作成し、行政に提出します。

✓ チェックポイント

地域 行政

「コミュニティバス運行計画書(案)」(様式3)を作成し、行政に提出している。

⇒ 様式は、別添資料3をご覧ください。

ステップ
3

需要調査の実施

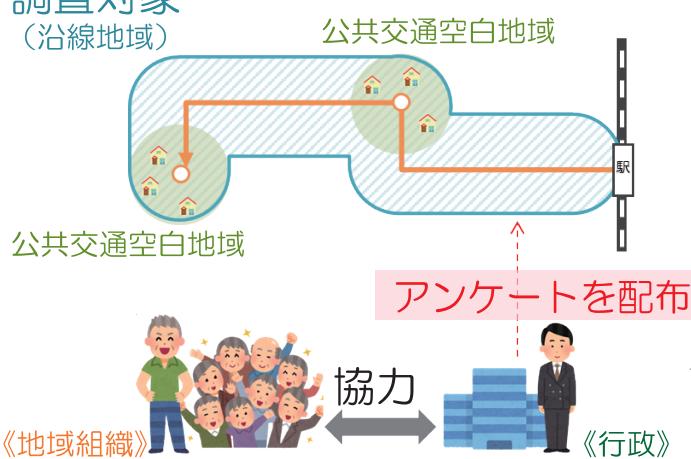
- ✓ 地域住民等にアンケート調査を行います
- ✓ 収支率を試算し、基準を満たすか確認します



① 需要調査の実施

地域 行政 事業者

- ・ 行政は、地域が作成した「コミュニティバス運行計画書（案）」の内容で、どの程度利用が見込めるか確認するために、検討ルートの沿線住民に需要調査（アンケート調査）を実施します。
- ・ 地域は、町会・自治会等を通じて、沿線住民に調査への協力を呼びかけます。

調査対象
(沿線地域)

《アンケート》

- 地区
コミュニティバスの
利用意向に関する調査
1. 個人属性
 2. 利用意向
 3. 行きたい目的地
 - ...

✓ チェックポイント

行政

沿線住民へ需要調査（アンケート調査）を実施している。

地域 行政

検討ルート沿線の町会・自治会等を通じて、沿線住民に調査への協力を呼びかけた。

⇒ 調査の概要については、別添資料4をご覧ください。

<需要調査とは?>

- ・ 「コミュニティバス運行計画書（案）」に基づき運行した場合の需要を予測するために、市が実施するアンケート調査のことです。
- ・ 需要調査では、検討ルート沿線住民を対象にアンケート調査を実施しますが、回収率が低い場合は、地域の関心が低いと推測されます。

② 運行経費及び運賃収入の試算

地域 行政 事業者

ステップ1
事前準備

- 行政は、事業者に協力を得て、「コミュニティバス運行計画書（案）」と需要調査の結果を基に、運行経費と運賃収入を試算します。
- 需要調査で得られた利用者数については、実際の利用者数とは異なるため、運賃収入を試算する際は、類似の事例等を基に補正します。

ステップ2
運行計画案の作成

✓ チェックポイント	
行政	事業者
「コミュニティバス運行計画書（案）」と需要調査の結果を基に、運行経費と運賃収入を試算している。	<input type="checkbox"/>

ステップ3
需要調査の実施

ステップ4
運行計画の作成



ステップ5
準備 実証運行の実施

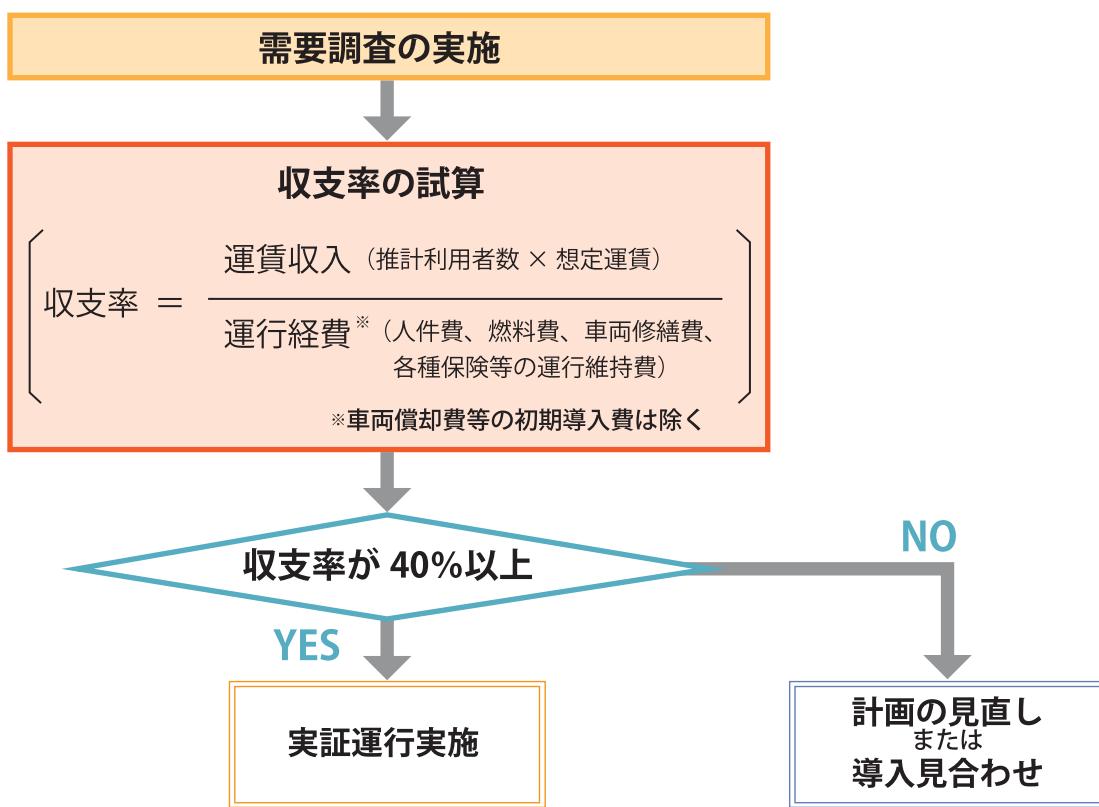
ステップ6
実施 実証運行の実施

ステップ7
実施 本格運行の実施

③ 実証運行実施の判断

地域 行政 事業者

- 行政は収支率を試算し、実証運行の実施基準(40%以上)を満たしているか、地域と確認します。



- ① 運行計画案の再検討により、需要が見込める場合
⇒ [ステップ2 \(p.10\)](#) から再検討
- ② 導入検討地域の範囲を見直すことで、需要が見込める場合
⇒ [ステップ1 \(p.7\)](#) から再検討
- ③ 人口や年齢構成が、将来的に大きく変化したり、病院や大型商業施設が立地するなどの社会的要因により、需要が見込める場合
⇒ [ステップ2 \(p.10\)](#) から再検討
- ④ 需要が見込めない場合
⇒ 導入見合わせ

✓ チェックポイント

地域 行政

試算した収支率が実証運行の実施基準（40%以上）を満たしている。

（基準を満たしていない場合）

- ① 運行計画案の再検討により、需要が見込める場合
⇒ **ステップ2** (p.10) から再検討
- ② 検討対象エリアを広げるなど、導入検討地域の範囲を見直すことで、需要が見込める場合
⇒ **ステップ1** (p.7) から再検討
- ③ 人口や年齢構成が、将来的に大きく変化したり、病院や大型商業施設が立地するなどの社会的要因により、需要が見込まれる場合
⇒ **ステップ2** (p.10) から再検討
- ④ 需要が見込めない場合
⇒ 導入見合わせ

ステップ1
事前準備

ステップ2
作成
運行計画案の

ステップ3
実施
需要調査の

ステップ4
作成
運行計画の

ステップ5
準備
実証運行の

ステップ6
実施
実証運行の

ステップ7
実施
本格運行の



ステップ
4**運行計画の作成**

- ✓ 「コミュニティバス運行計画書」を作成します
- ✓ 地域公共交通会議において協議し、承認を得ます

**①「コミュニティバス運行計画書」の作成**

地域 行政 事業者

- ・ 行政は、「コミュニティバス運行計画書（案）」を基に、地域及び事業者と確認・調整しながら、「コミュニティバス運行計画書」を作成します。

✓ チェックポイント

地域 行政 事業者

行政は、「コミュニティバス運行計画書（案）」を基に、「コミュニティバス運行計画書」（様式4）を作成している。

⇒ 様式は、別添資料3をご覧ください。

**② 地域公共交通会議における協議・承認**

地域 行政 事業者

- ・ 行政は、「コミュニティバス運行計画書」を地域公共交通会議に諮り、実証運行実施の承認を得ます。
- ・ 行政は、協議の結果を地域に報告します。

✓ チェックポイント

行政

地域公共交通会議で「コミュニティバス運行計画書」が承認されている。



地域 行政

行政は、協議結果を地域に報告している。



ステップ
5

実証運行の準備

- ✓ 運行事業者を選定し、運行の認可を受けます
- ✓ 実証運行の開始を周知します
- ✓ 車両の調達や停留所の設置を行います



ステップ1
事前準備

① 運行事業者の選定

地域 行政 事業者

- 行政は、コミュニティバスを運行する事業者を選定します。選定にあたっては、運行経費の多寡だけでなく、収益拡大性、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力等も総合的に勘案します（別添資料5参照）。
- 事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可（道路運送法第4条）を受けており、各都道府県バス（タクシー）協会に加盟していることを原則とします。また、運行にあたっては、地域の道路交通事情に精通していることや、既存バス路線への配慮等も必要になるため、近接する既存路線バス（タクシー）事業者による運行が望まれます。

ステップ2
作成 運行計画案の

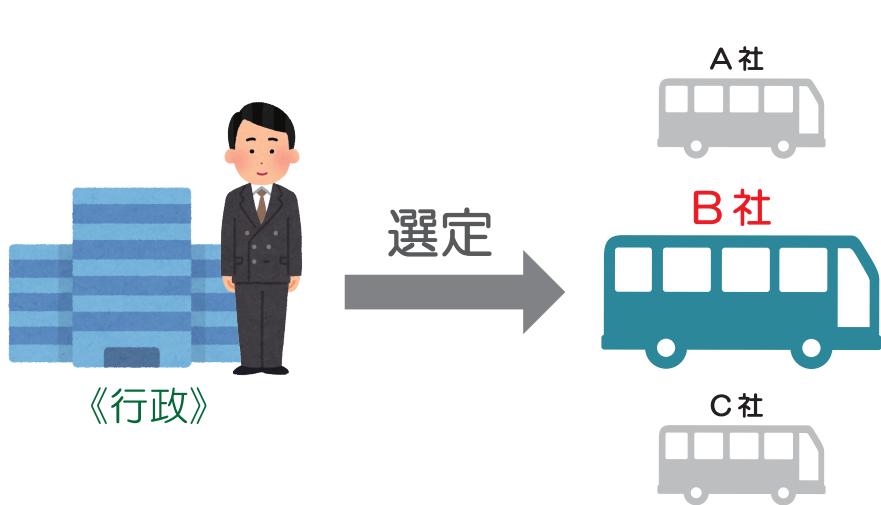
ステップ3
実施 需要調査の

ステップ4
作成 運行計画の

ステップ5
準備 実証運行の

ステップ6
実施 実証運行の

ステップ7
実施 本格運行の



✓ チェックポイント

行政	<p>運行事業者を選定している。</p>	<input type="checkbox"/>
事業者	<p>一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可（道路運送法第4条）を受けており、各都道府県バス（タクシー）協会に加盟している。</p>	<input type="checkbox"/>

ステップ1

事前準備

ステップ2

作成
運行計画案の
需要調査の

ステップ3

実施
需要調査の

ステップ4

作成
運行計画のステップ5
準備
実証運行の

ステップ6

実施
実証運行の

ステップ7

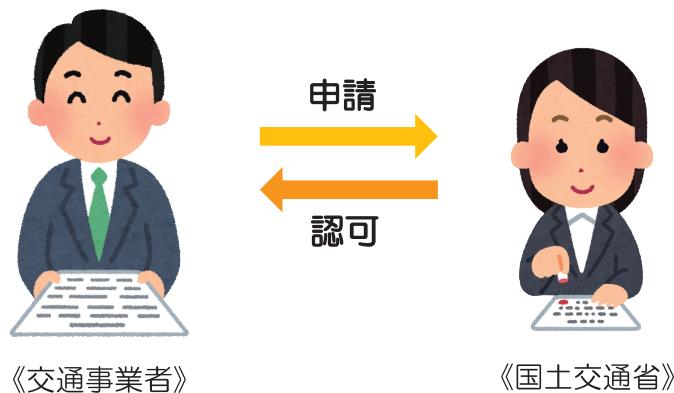
実施
本格運行の

②以降の手順は一例です。状況に応じ、前後または並行して取り組みます。

② 事業計画認可の取得

地域 行政 事業者

- 事業者** は、国土交通省に事業計画認可申請を行い、コミュニティバス運行の認可を受けます（申請から認可までの標準処理期間は約2か月）。



✓ チェックポイント

事業者

国土交通省に事業計画認可申請を行い、コミュニティバス運行の認可を受けている。

③ バス車両の調達

地域 行政 事業者

- 行政** と **事業者** で協議し、運行に必要なバス車両を調達します。



✓ チェックポイント

行政 事業者

バス車両を調達している。

④ 利用環境向上に向けた取組

地域

行政

事業者

ステップ1
事前準備

- ・ 地域 が運行ダイヤを検討し、行政 が 事業者 に時刻表作成を依頼します。
- ・ また、地域 を中心に、適宜、既存の公共交通との連携強化や、高齢者・子育て世帯等への配慮等、利用環境向上に関する取組を検討します。

【利用環境向上に向けた取組の例】

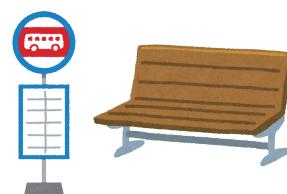
ダイヤ

鉄道や路線バスと乗り換えしやすい
ダイヤ設定 等



停留所

停留所へのベンチ・上屋の設置 等



車両

他と区別しやすい車両の色・デザイン、
乗降しやすい車両の導入 等



表 示

文字を大きくするなど見やすく
分かりやすい停留所・時刻表の
表示 等

主なポイント

- ・ 文字を大きくする
- ・ ユニバーサルデザインのフォント・ピクトグラムの使用
メリハリのある配色にする

など

✓ チェックポイント

地域 行政 事業者

利用環境向上に係る取組を行っている。

事前準備

ステップ2
作成

運行計画案の
実施

ステップ3
需要調査の

運行計画の
作成

ステップ4
実施

運行計画の
準備

ステップ5
準備

実証運行の
実施

ステップ6
実施

実証運行の
実施

ステップ7
実施

本格運行の
実施

ステップ1

事前準備

⑤ 実証運行開始の周知

地域 行政 事業者

- 地域が中心となって、実証運行開始の周知を行います。

ステップ2

作成 運行計画案の

ステップ3

実施 需要調査の

ステップ4

作成 運行計画の

ステップ5

準備 実証運行の

ステップ6

実施 実証運行の

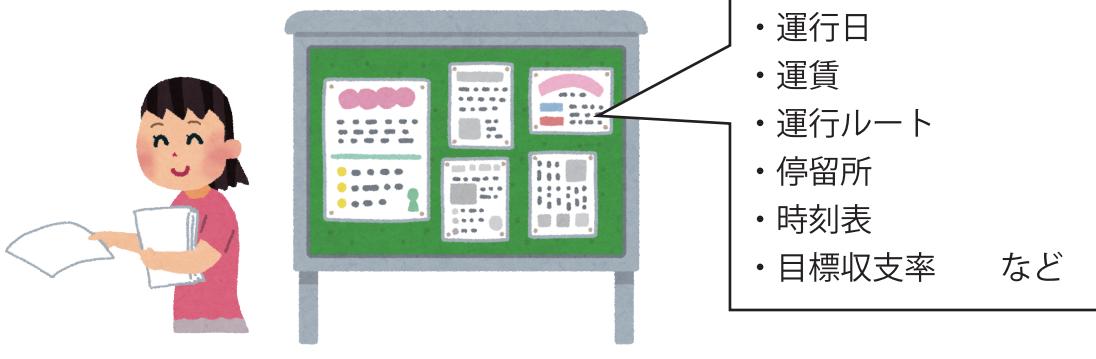
ステップ7

実施 本格運行の

口コミ・回覧板による周知



チラシの配布・ポスターの掲示



✓ チェックポイント

地域 行政 事業者

実証運行開始の周知を行っている。

⑥ 停留所の設置

地域 行政 事業者

ステップ1
事前準備

- 行政、事業者は、停留所の設置箇所について、関係者と調整します。
特に、駅前広場や既存停留所を利用する場合、すでに利用しているバス・タクシー事業者等の関係者と調整を行います。
- 事業者は、停留所を作製し、設置します。

ステップ2
作成

運行計画案の
需要調査の

ステップ3
実施

運行計画の
需要調査の

ステップ4
作成

運行計画の
運行計画の

ステップ5
準備

実証運行の
実証運行の

ステップ6
実施

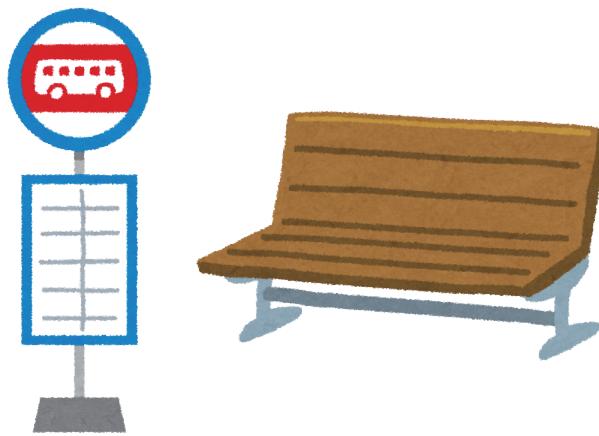
実証運行の
本格運行の

ステップ7
実施

本格運行の
本格運行の

✓ チェックポイント

行政 事業者	停留所設置箇所について、関係者と調整している。 (駅前広場や既存停留所を利用する場合) ⇒ すでに利用しているバス・タクシー事業者等の関係者と調整を行っている。	<input type="checkbox"/>
事業者	停留所を作製・設置している。	<input type="checkbox"/>



ステップ
6

実証運行の実施

- ✓ 周知や利用促進に関する活動を行います
- ✓ 利用実態や運行実績を確認します
- ✓ 本格運行の実施や運行継続を判断します



① 実証運行の実施（原則2年間）

地域 行政 事業者

- ・ 事業者は、実証運行を実施します。
- ・ 行政は、運行経費（初期導入費含む）から運賃収入を減じた額を事業者に補助します。
- ・ 実証運行期間は原則2年間（延長する場合は3年間）とします。
- ・ ただし、利用が著しく低調で、基準（収支率40%以上）達成が見込めない場合は、1年間で終了します。

② 利用促進活動の実施

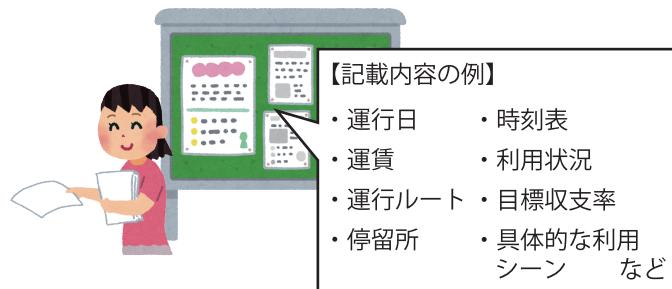
地域 行政 事業者

- ・ 地域が中心となって、実証運行の周知や利用促進に関する活動を行います。

口コミ・回覧板による周知



チラシの配布・ポスターの掲示



利用状況の確認・周知



主要施設との連携



✓ チェックポイント

地域 行政 事業者

実証運行の周知や利用促進に関する活動を行っている。

③ 運行実績の確認

地域 行政 事業者

ステップ1

- 事業者は、日別・便別・停留所別の利用者数を把握し、地域と行政に適宜報告します。
- 地域は定期的に運行実績を確認し、沿線住民と共有します。

事前準備

ステップ2

✓ チェックポイント	
事業者	<input type="checkbox"/>
日別・便別・停留所別の利用者数を把握し、地域組織や行政に適宜報告している。	<input type="checkbox"/>
地域 行政	<input type="checkbox"/>
事業者の報告に基づき、定期的に運行実績を確認している。	<input type="checkbox"/>
地域	<input type="checkbox"/>
運行実績を、沿線住民と共有している。	<input type="checkbox"/>

作成
運行計画案の

ステップ3

実施
需要調査の

ステップ4

作成
運行計画の

④ 利用者への実態調査（アンケート調査）

地域 行政 事業者

ステップ5

準備
実証運行の

- 行政は、利用実態を把握するため、事業者と協力して、コミュニティバスの利用者に適宜アンケート調査を実施します。
- 地域は、自治会等を通じて、沿線住民に対し、調査への協力を呼びかけます。

【調査内容】



ステップ6

実施
実証運行の

ステップ7

実施
本格運行の

✓ チェックポイント	
行政 事業者	<input type="checkbox"/>
利用実態を把握するため、コミュニティバスの利用者にアンケート調査を実施した。	<input type="checkbox"/>
地域 行政	<input type="checkbox"/>
自治会等を通じて、沿線住民に対し、アンケート調査への協力を呼びかけた。 ⇒ 調査の概要については、[別添資料4]をご覧ください。	<input type="checkbox"/>

ステップ1

事前準備

ステップ2

作成
運行計画案の

ステップ3

実施
需要調査の

ステップ4

作成
運行計画の

ステップ5

準備
実証運行の

ステップ6

実施
実証運行の

ステップ7

実施
本格運行の

⑤ 本格運行への移行、実証運行延長・終了の判断

地域 行政 事業者

- 事業者は実証運行開始から1年間の実績（収入、運行経費）を行政に報告し、行政は報告された実績を基に収支率を計算します。
- 行政は、実証運行開始から1年間の利用状況や収支実績を地域に報告します。

■ 収支率が基準（40%以上）を満たしている場合

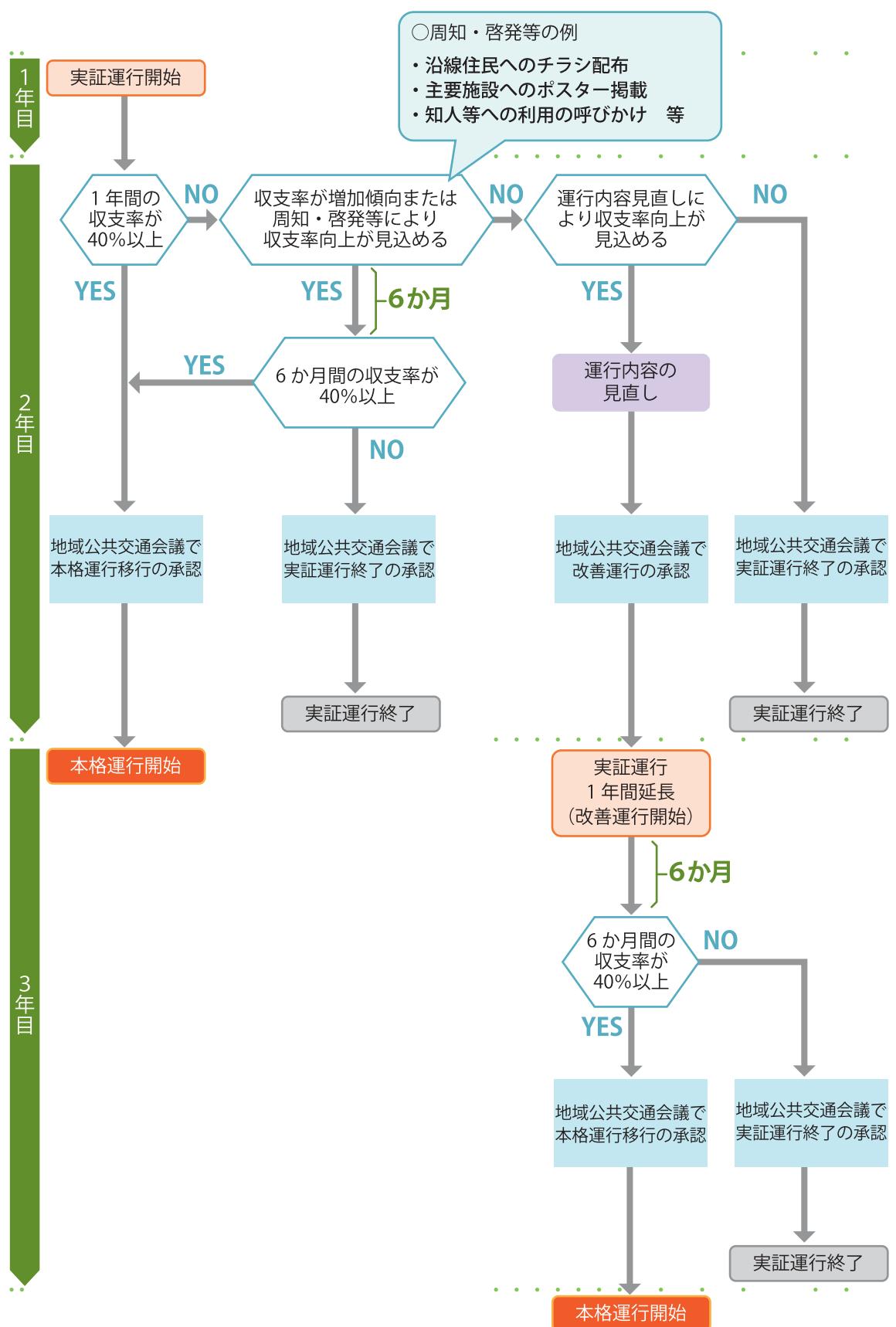
- 本格運行への移行を検討し、地域公共交通会議に諮ります。

■ 収支率が基準（40%以上）を満たしていない場合

- 収支率が増加傾向または周知・啓発等により収支率の向上が見込める場合は、さらに6か月間収支率を確認します。
- 運行内容の見直しにより収支率向上が見込める場合は、手順⑥(p.32)へ進みます。収支率の向上が見込めない場合は、運行終了を検討します。

✓ チェックポイント	
行政 事業者	事業者は、1年間の実績（収入、運行経費）を行政に報告している。 <input type="checkbox"/>
地域 行政	行政は、収支率を計算し、地域に報告している。 <input type="checkbox"/>
地域 行政	収支率が本格運行移行の基準（40%以上）を満たしている。 (収支率が基準を満たしていない場合) ① 収支率が増加傾向、または周知・啓発等により収支率向上が見込める場合 ⇒さらに6か月間の収支率を確認し、基準を満たすか確認 ② 運行内容の見直しにより収支率向上が見込める場合 ⇒手順⑥(p.32)へ進む ③ 収支率向上が見込めない場合 ⇒運行終了を検討 <input type="checkbox"/>

実証運行から本格運行までの流れ



ステップ1
事前準備

ステップ2
作成

運行計画案の
実施
需要調査の

ステップ3
実施

運行計画の
作成

ステップ4
準備

実証運行の
実施

ステップ5
実施

実証運行の
実施

ステップ6
実施

実証運行の
実施

ステップ7
実施

本格運行の
実施

※運行内容の見直しを行う場合のみ、本手順が必要になります。

⑥「コミュニティバス運行計画書」の見直し

地域 **行政** **事業者**

- ・ **地域** は、「コミュニティバス運行計画書」の見直しを行います。
⇒ 検討手順は、**ステップ2** (p.10) と同様です。
- ・ **地域** は、「コミュニティバスの改善に関する同意書」と、「コミュニティバス改善計画書（案）」を作成し、**行政** に提出します。
- ・ **行政** は、「コミュニティバス改善計画書（案）」を基に、**地域** 及び**事業者** と確認・調整しながら、「コミュニティバス改善計画書」を作成し、地域公共交通会議の承認を得ます。
- ・ **事業者** は、改善計画書の内容で実証運行を継続します。
(改善内容によっては、国土交通省の認可等が必要になります。)

■ 運行内容の見直しの例

運行ルート ・運行頻度	✓ニーズが高い商業施設や病院への乗り入れ ✓運行ルートの短縮に伴う増便
運行時間帯	✓乗り継ぎニーズが高い鉄道駅や停留所のダイヤに合わせた運行
運行日	✓ニーズが高い目的施設の営業日に合わせた運行
運行車両	✓車両の小型化
その他	✓運賃以外の収入源の検討（車内への広告掲示等） ✓沿線施設との連携（割引券の配布等） ✓運賃の値上げ

ステップ1

事前準備

✓チェックポイント		
行政	事業者	
「コミュニティバスの改善に関する同意書」（様式2）と、「コミュニティバス改善計画書（案）」（様式3）を作成し、行政に提出している。		<input type="checkbox"/>
⇒ 様式は、別添資料3をご覧ください。		
地域 行政 事業者		
行政は、「コミュニティバス改善計画書（案）」を基に、「コミュニティバス改善計画書」（様式4）を作成している。		<input type="checkbox"/>
⇒ 様式は、別添資料3をご覧ください。		
行政		
地域公共交通会議で、「コミュニティバス改善計画書」が承認されている。		<input type="checkbox"/>
地域 行政		
行政は、協議結果を地域に報告している。		<input type="checkbox"/>

ステップ2

運行計画案の作成

ステップ3

実施 需要調査の

ステップ4

運行計画の作成

ステップ5

準備 実証運行の

ステップ6

実施 実証運行の

ステップ7

本格運行の実施



ステップ
7**本格運行の実施**

- ✓ 周知や利用促進に関する活動を行います
- ✓ 運行実績を確認します
- ✓ 運行継続を判断します

**① 本格運行の実施**

地域 行政 事業者

- ・ **事業者** は本格運行を実施します。
- ・ **行政** は、運行経費（初期導入費含む）から運賃収入を減じた額を **事業者** に補助します。

② 本格運行の周知・利用促進活動の実施

地域 行政 事業者

- ・ **地域** が中心となって、本格運行の周知や利用促進に関する活動を行います。

✓ チェックポイント

地域 行政 事業者

本格運行の周知や利用促進に関する活動を行っている。

⇒ 活動内容については、**ステップ6 手順②** (p.28) をご覧ください。

③ 運行実績の確認

地域 行政 事業者

- ・ **事業者** は、日別・便別・停留所別の利用者数をカウントし、**地域** や **行政** に適宜報告します。
- ・ **地域** は、定期的に運行実績を確認し、沿線住民と共有します。

✓ チェックポイント

事業者

日別・便別・停留所別の利用者数を把握し、地域組織や行政に適宜報告している。

地域 行政

事業者の報告に基づき、定期的に運行実績を確認している。

地域

運行実績を、沿線住民と共有している。

④ 本格運行継続・終了の判断

地域 行政 事業者

ステップ1
事前準備

- 事業者は本格運行開始から1年間の実績(運賃収入、運行経費)を行政に報告し、行政は報告された実績を基に収支率を計算します。
- 行政は、本格運行開始から1年間の利用状況や収支実績を地域に報告します。

■ 収支率が基準(40%以上)を満たしている場合

- 本格運行を継続します。
- 地域に運行改善の意思がある場合には、運行内容の見直しを行います。

■ 収支率が基準(40%以上)を満たしていない場合

- 地域に運行改善の意思がある場合は、ステップ6手順⑥(p.32)を参考に、運行内容の見直しを行います。
- 運行内容を見直す場合、行政は、必要に応じて、地域や事業者と協力し、コミュニティバスの利用者や、沿線住民等にアンケート調査(⇒別添資料4参照)を実施し、利用実態を把握します。
- 地域に運行改善の意思がない場合は、さらに6か月間の収支率を確認し、運行継続または終了を検討します。

✓ チェックポイント	
行政 事業者	<input type="checkbox"/>
事業者は、1年間の実績(運行経費、運賃収入)を行政に報告している。	<input type="checkbox"/>
地域 行政	<input type="checkbox"/>
行政は、収支率を計算し、地域に報告している。	<input type="checkbox"/>
地域 行政	<input type="checkbox"/>
収支率が本格運行継続の基準(40%以上)を満たしている。 (収支率が基準を満たしていない場合)	
① 地域に運行改善の意思がある場合 ⇒ステップ6手順⑥(p.32)を参考に、運行内容の見直しを実施	<input type="checkbox"/>
② 地域に運行改善の意思がない場合 ⇒さらに6か月間の収支率を確認し、運行継続または終了を判断	

事前準備

作成

運行計画案の
実施

需要調査の
実施

ステップ4

作成

運行計画の
実施

ステップ5

準備

実証運行の
実施

ステップ6

実施

ステップ7

実施

本格運行の

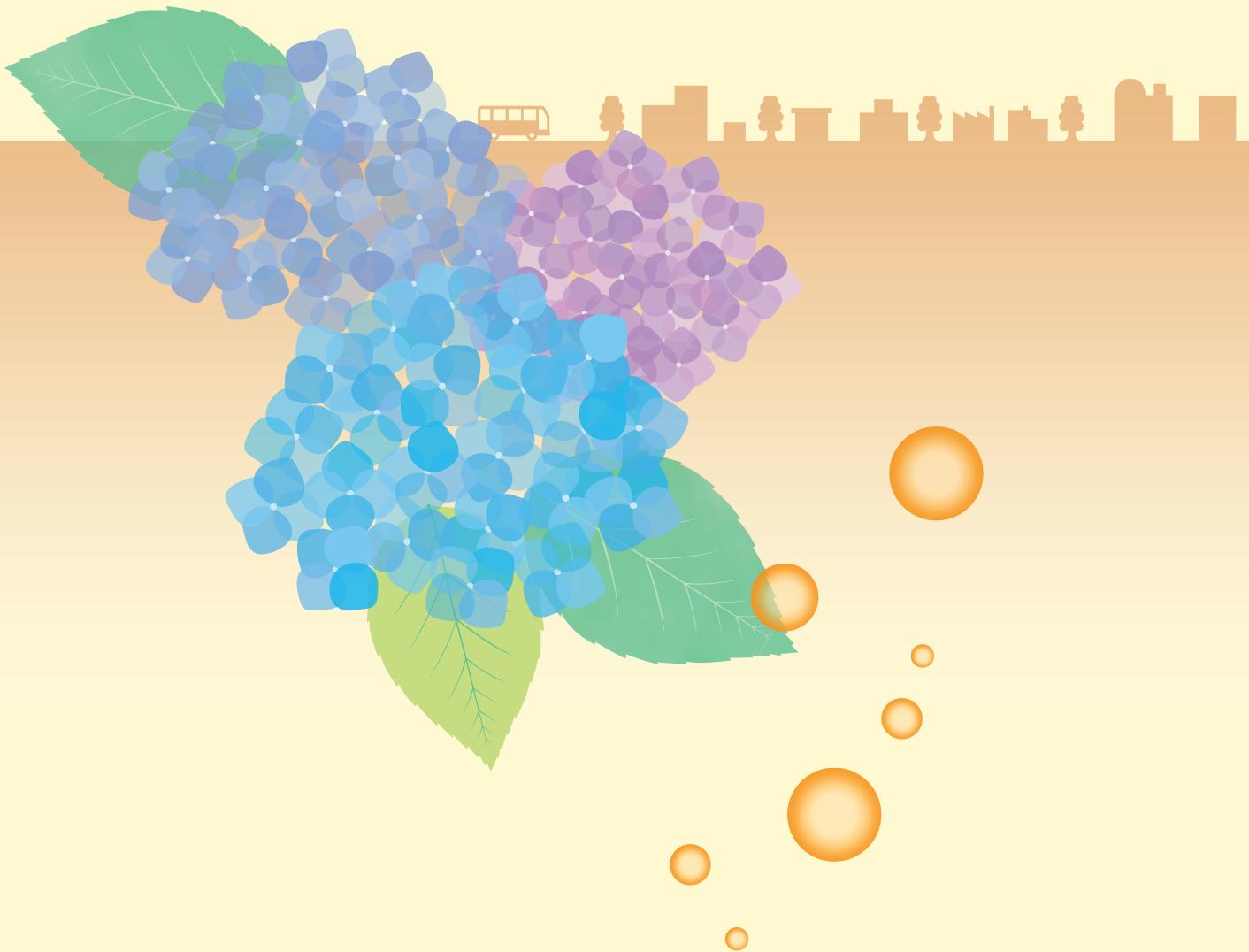


- ◆ 収支率 40%以上で運行は継続されますが、目標は収支率 50%以上とします。
- ◆ 運賃収入で賄えない運行経費は、行政（税金）から補填していますので、地域の皆さんで、コミュニティバスを「守り」、「育て」、利用者をより一層増やしていくことが大切です。

コミュニティバス導入の手引き
～地域で「つくる」コミュニティバス～

令和 2 年 7 月

- 発行 松戸市
〒 271-8588
松戸市根本 387 番地の 5
TEL: 047-366-1111
- 編集 松戸市 街づくり部 交通政策課



コミュニティバス導入の手引き
～地域で「つくる」コミュニティバス～